

交通遺児育英会 奨学生募集要項

公益財団法人 交通遺児育英会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-1 平河町ビル3F

電話 03-3556-0773 (直通) 0120-521286 (フリーダイヤル)

(受付時間：9：00～17：30 土、日、祝祭日、本会の休業日を除く)

ホームページアドレス <https://www.kotsuiji.com>

1. 事業の目的

保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害で働けないため、経済的理由で修学が困難な高等学校以上の生徒・学生に奨学金を貸与して、教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的としています。

2. 設立の経緯

昭和43年、衆議院交通安全対策特別委員会で「政府は交通遺児に対する援護と、高等学校等の修学資金貸与を行う財団法人の設立と助成に配慮すべきである」という趣旨の決議がなされました。その背景には、交通遺児救済策の一つとして、母親たちの切なる願いである、遺児の高校進学を目的とする運動の推進と世論の盛り上がりがあったのです。政府は閣議で特別委員会決議を了承し、昭和44年5月2日、財団法人「交通遺児育英会」が設立されました。

3. 実績

過去56年間に、高等学校・高等専門学校・大学・短大・大学院・専修学校生58,556人に奨学金を貸与し、その累計額は584億円です。(令和7年3月現在)

令和7年度奨学生の募集について

(公財)交通遺児育英会の奨学生募集には、下記の通り、進学前に奨学金の貸与を予約する予約募集と、進学後に申し込む在学募集があります。

記

(1) すべての奨学生に共通の応募資格

保護者等が自動車やバイクの事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。応募者が生まれる前に保護者が後遺障害となった場合も含まれます。(申込時25歳までの人)

※本会の規定する後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級までの障害、身体障害者福祉法の第1級から第4級までの障害、又は、精神保健および精神障害者福祉法の第1級から第3級までの障害です。

(2) 学校別応募資格等

① 高等学校・高等専門学校奨学生

応募資格：在学応募；現在、高校・高専に在学している生徒。

予約応募：令和8年4月に高校・高専に進学予定の中学3年生。

募集期限：在学募集；令和8年1月31日。

第1次予約募集；令和7年8月31日。第2次予約募集；令和8年1月31日。

② 大学・短期大学奨学生

応募資格：在学応募；現在、大学・短大に在学している学生。

予約応募：令和8年4月に大学・短大に進学予定の者。

募集期限：在学募集；令和7年10月31日。

第1次予約募集；令和7年8月31日。第2次予約募集；令和8年1月31日。

③ 大学院奨学生

応募資格：在学応募；現在、大学院に在学している学生。

予約応募：令和8年4月に大学院に進学予定の者。

募集期限：在学募集；令和7年10月31日。

第1次予約募集；令和7年8月31日。第2次予約募集；令和8年1月31日。

④ 専修学校奨学生

応募資格：国の省庁の認可または都道府県知事の認可を受けた専修学校専門課程ならびに専修学校高等課程で、修業年限1年以上の課程に在籍している生徒。(いわゆる無認可校や予備校の生徒は不可)。

在学応募；現在、専修学校に在学している生徒。

予約応募：令和8年4月に専修学校に進学予定の者

募集期限：在学募集；令和7年10月31日。

第1次予約募集；令和7年8月31日。第2次予約募集；令和8年1月31日。